



包括外部監査結果報告書が提出されました

☎ 監査委員事務局 (第2庁舎 ☎23-3331 内線556)

「包括外部監査」は、公認会計士や弁護士などを外部監査人に選定し、自治体の財務に関する事務の執行や経営に関わる事業の管理など外部監査人がテーマを決めて監査を行うもので、より効率的な行財政運営が期待されています。

この制度は、都道府県や政令都市・中核市で実施が義務付けられていますが、その他の自治体を実施するには、条例を制定しなければなりません。

伊達市は、条例を制定して包括外部監査を実施する道内初の自治体で、今年度の結果報告書が2月26日に外部監査人(公認会計士の石川千晶さん)から市長に提出されましたので公表します。

包括外部監査結果報告書は、市のホームページで公表しているほか、市役所ロビー、大滝総合支所、図書館に備え置いていますので、ご覧ください。

監査テーマ

「伊達市の資産管理・運営について」

市の資産は、市民福祉の向上のためのものですが、増えればその分の維持経費がかかるうえ、これからの人口減少社会の中で資産の維持管理は自治体の重要な課題のひとつになります。

このため、市の政策目的に沿って保有・管理されているかについて監査が行われました。

報告書の内容

債権・有価証券・出資金など・外郭団体・基金・財産の貸与・用地取得・備品・施設・公園・市営住宅などの項目に分けて、現状とこれからの人口推移、経済状況などを考慮しながら、より効率的な行財政運営に向けて指摘事項や意見がありました。



知っておきたい福祉の話

☎ 社会福祉課障がい者福祉係 (市役所1階 ☎番窓口 ☎23-3331 内線319・320)

第2期伊達市障がい者計画・第3期伊達市障がい福祉計画の達成状況について

市では、障害者基本法に定められている障がい者のための施策に関する基本的な計画の「第2期伊達市障がい者計画」と、障害者総合支援法に定められている障害福祉サービスや地域生活支援事業などの必要な量の見込みや、それらの確保のための方策を定めた「第3期障がい福祉計画」を平成24年3月に策定しています。

この計画の平成24年度達成状況の点検・評価が、今年2月の市地域自立支援協議会で終了しました。この内容は、市のホームページで公表しています。各施策の体系ごとに、平成24年度に実施した事業の報告と関連するデータを掲載していますので、ご覧ください。冊子でご覧になりたい方は、担当課にご連絡ください。





春の「市民総ぐるみ清掃の日・空き缶ゼロの日」運動

☎ 総務課自治振興係（市役所 2 階 ☎23-3331 内線464・465）
大滝総合支所（☎68-6111）

今年も春の「市民総ぐるみ清掃・空き缶ゼロの日」運動を行います。

自治会や子ども会などで清掃活動を行いますので、私たちの住むまちの環境美化のため、皆さんも進んで参加しましょう。

日時 4月27日(日) 午前7時～

実施場所

空き缶などの散乱場所は、道路、海岸、河川、公園、空き地などですが、地域ごとに実施場所を決めてください。

回収方法

燃えるごみ、燃えないごみは、当日午前9時から回収しますので、分別してごみステーションに出してください。

また、土砂（道路沿いのもの）は、後日回収しますので、収集場所を担当課にご連絡ください。

注意事項

- 燃えるごみ・燃えないごみ・土砂を区分し、混ぜないでください。
- 当日以外に実施する団体は、事前に担当課が大滝総合支所にご連絡ください。
- 交通事故やけがなどに十分ご注意ください。



合併処理浄化槽設置費補助金のお知らせ

☎ 下水道課総務係（水道庁舎 ☎23-3331 内線411・413）

補助対象者

次の全ての条件を満たす方

- ① 専用住宅か店舗等併用住宅に浄化槽を設置する方（ただし、店舗等併用住宅で使用する場合は、店舗等部分にかかる人槽分は補助対象から除く）
- ② 市税を滞納していない方
- ③ 住宅などを借りている場合は、賃貸人の承諾を得られている方
- ④ 来年3月20日までに設置工事・諸手続きを終えられる方

補助対象の浄化槽

- 処理対象人員が10人以下のもの
- 浄化槽の機能や保証登録状況などが一定の条件を満たすもの

予約方法など

先着順に受け付けしますので、施工業者と相談の上、お早めにお申し込みください。

申込用紙は、担当課でお渡ししています。

補助金額

浄化槽の設置にかかる最小限度の費用（千円未満は切り捨て）で、限度額は次のとおりです。

- 5人槽 …64万6千円
- 6～7人槽 …80万9千円
- 8～10人槽 …108万6千円

※人槽は、住宅の延床面積などで決まります。実際に住む方の人数ではありません

※水洗トイレへの改造工事と排水設備工事にかかる費用は補助金の対象にはなりません。既存住宅に浄化槽を設置する場合には、無利子の貸付制度を用意していますので、併せてご利用ください

その他

浄化槽の設置後には、保守点検・清掃・法定検査の受検などが義務付けられていて、費用は浄化槽を設置した皆さんの負担になります。

また、この補助金の交付を受けて合併処理浄化槽を設置した家屋の所在地に公共下水道が整備されることになった場合には、速やかに公共下水道に接続してください。